

ただいま『就業体験者』を雇用できる企業等を募集中です!!

埼玉県商工会連合会

- ・ 本事業は、埼玉県が実施する「平成23年度埼玉県ふるさと雇用再生基金事業」の一環として実施されるものです。
- ・ 求職活動中の失業者の方を、「新規」に雇用してください。
- ・ 雇用契約期間は6か月とし、就業体験にかかる経費を埼玉県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）が負担します。
- ・ 詳細につきましては、「実施要領」をご確認ください。

<事業の目的>

今般の雇用情勢からみて中小企業にとって優秀な人材を獲得するチャンスである。

就業体験者に中小企業の業務に必要なスキルを習得してもらい、就業体験後の正規雇用に関わりつけて必要な人材を確保するとともに、本事業による成果を県内に周知することで、中小企業で働く魅力をアピールし、労働者の中小企業への就業意欲を高めようとするものである。

<事業の対象>

事業対象となる条件等については、次のとおりである。

- (1) 中小企業が失業者を新規雇用して就業体験させること。
- (2) 就業体験期間は「6か月間」（初日から6か月後の応答日前日）とする。
- (3) 就業体験後の正規雇用を予定していること。
- (4) 1日当たりの労働時間は「8時間」を原則とする。
- (5) 対象となる企業等は、建設業、土木業を除く企業等とし、法人か否かを問わない。

<経費の負担>

本事業による就業体験に係る経費は、商工会連合会が負担する。ただし、他の助成金を受給している場合には、併給できない場合があるので、確認すること。

商工会連合会が負担する「経費」は、次のとおりである。

- (1) 賃金～1人・1日8時間につき10,000円を限度として、就業体験時間（6時間）分に相当する額（7,500円）を限度とする額
- (2) 通勤手当～就業規則等に定められた額
- (3) 保険料等～健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金、石綿拠出金に係る事業主負担分のうち就業体験時間分

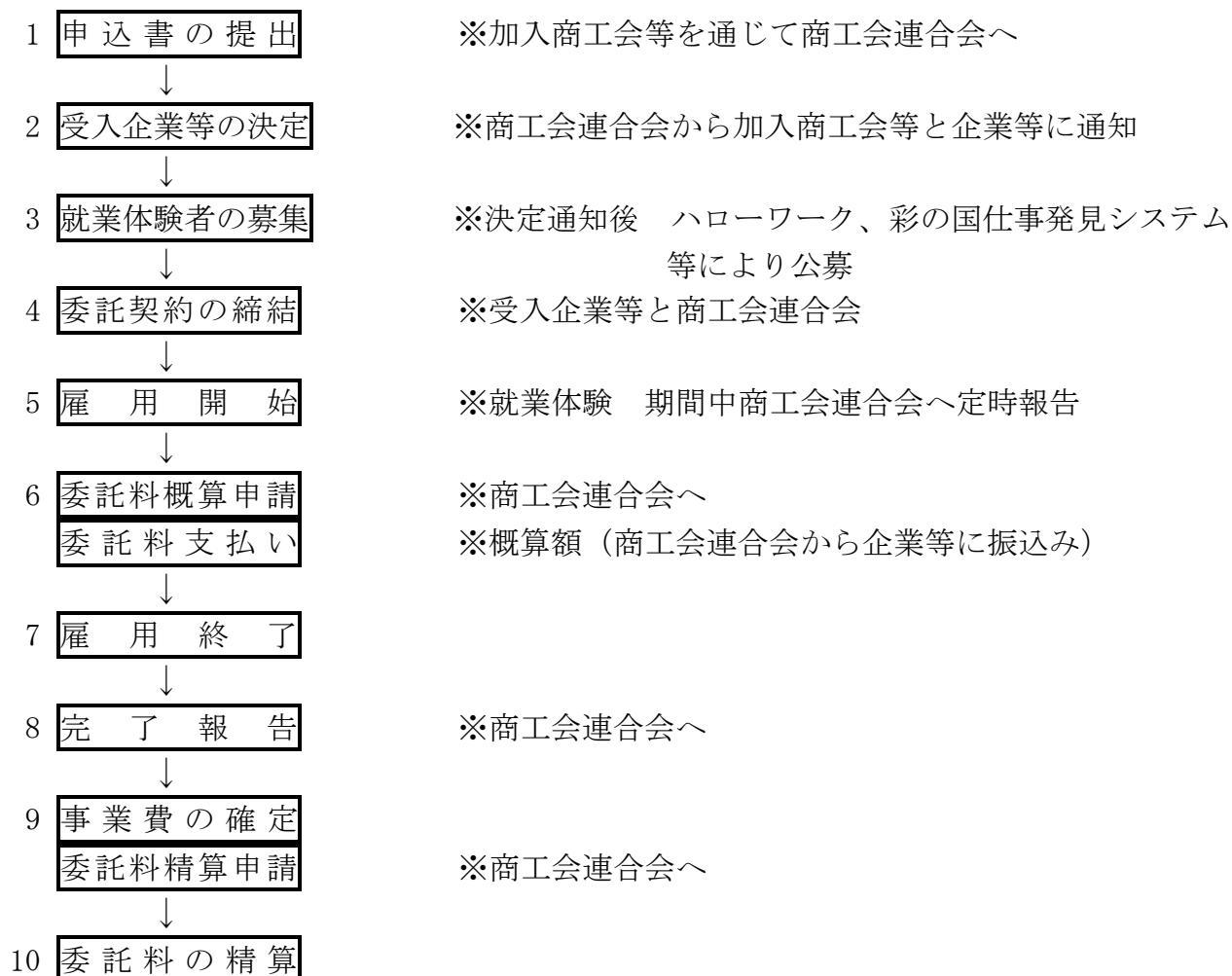
<受入れ企業等の決定>

前年度の実績、業種、地域などを勘案して決定する。

<就業体験者の募集>

受入れ企業等は、商工会連合会の受入企業等の決定通知後、速やかに、求職活動中の失業者を「ハローワーク」及び「彩の国仕事発見システム」等により、広く募集するものとする。

<事業の流れ（概略）>



<申込方法>

お申込みは、別紙「商工団体ネットワークを活用した就業体験型雇用マッチング事業就業体験者受入企業等申込書」を、商工会等にお出してください。

- ※申込期限 一次締切：平成23年5月20日（金）
二次締切：平成23年5月31日（火）

<問い合わせ先> 埼玉県商工会連合会 企業支援部 産業振興課 <小川>

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル7階

TEL：048-641-3613/FAX:048-645-0283

E-mail:ogawa.s@syokokai.jp <小川>

一時金の支給について

※詳細については、対象となる企業等に、後日お知らせします。

体験期間（雇用期間）の終了後に、就業体験者を引き続き正規雇用した企業等に一時金（一人30万円）を支給する制度があります。